

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院解散 ①

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号から、寺院の解散について掲載いたします。

▽ 宗教法人の解散について

宗教法人の解散には、宗教法人自身の意思で解散する、いわゆる「任意解散」と、『宗教法人法』に定められた一定の事由に該当することによって解散することとなる、いわゆる「法定解散」とがあります。

〈参考…宗教法人法〉

第43条 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規則で定める解散事由の発生

二 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）

三 破産手続開始の決定

- 四 第80条第1項の規定による所轄庁の認証の取消し
- 五 第81条第1項の規定による裁判所の解散命令
- 六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

今号からは、宗教法人の解散のうち、「任意解散」の手続きについて、順に紹介してまいります。

▽ 手続きの流れ

「任意解散」は、宗派内手続きを経た後、『宗教法人法』に基づく所轄庁への宗教法人解散認証申請を行います。解散は所轄庁からの認証書の交付によって、効力を生じます。

また、解散することによって、宗務所備付の寺院台帳の登録が抹消されます。

解散の手続きを進めるにあたっては、事前に寺院を支えてこられたご門徒の意向を十分に確認することが必要となります。

なお、認証書の交付後、財産関係の整理段階に入ります。財産関係を整理することを清算といい、清算の結了によって宗教法人は消滅します。

解散の手続きの流れについては、以下の通りとなります。

① 解散に向けての事前準備

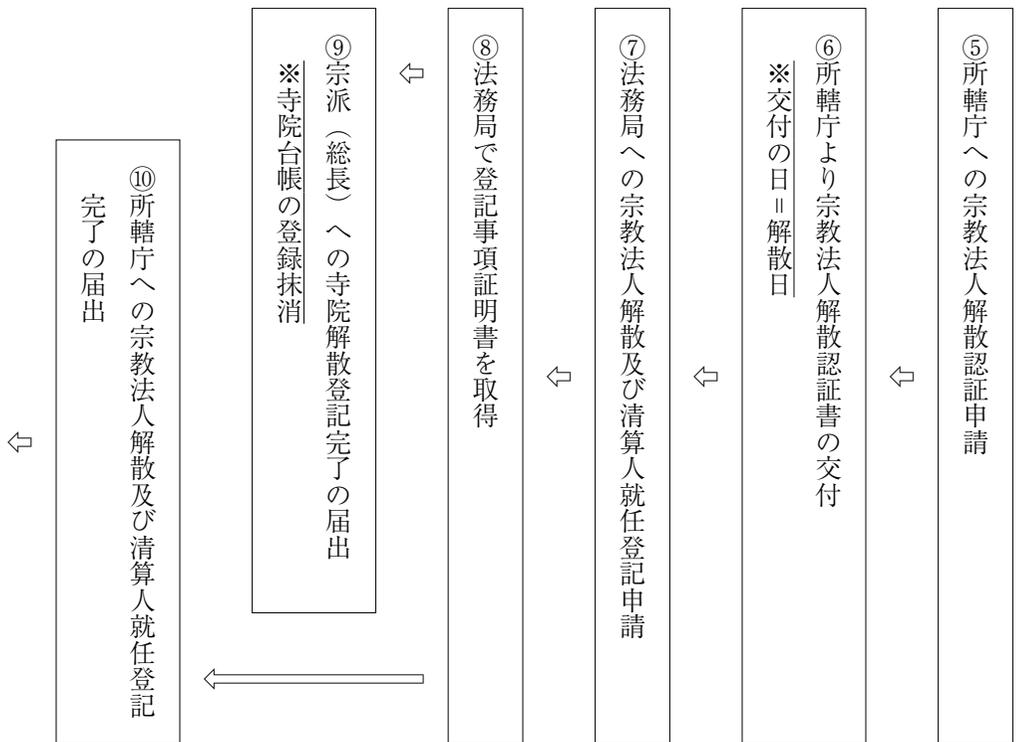
- ・ 申請者（住職又は住職代務）の確認
- ・ 住職不在の場合は住職代務の選任（住職代務の任期確認）
- ・ 寺院役員（責任役員・門徒総代）の構成と任期の確認
- ・ 寺院備付表簿類の確認（寺則、門徒名簿、財産台帳等）
- ・ 寺院役員との事前協議
- ・ 寺則の内容確認（第3条…事務所の所在地、第40条…残余財産の帰属先等）

② 寺院における解散手続き

- ・ 門徒総代への諮問
- ・ 責任役員会での議決
- ・ 公告の実施
- ・ 「寺院解散承認申請書」の作成

③ 宗派（総長）への寺院解散承認申請

④ 総長より寺院解散承認書の交付



号以降、内容を詳細にご紹介してまいります。

以上の流れで、解散の手続きを進めることとなりますが、次

